

# 公益内部通報等窓口のご案内

本学院では、法令遵守（コンプライアンス）の徹底と自浄作用の向上を図るため、「公益通報者保護法」に基づき、公益内部通報窓口を設置しています。

学院内において、組織的または個人的な法令違反行為、あるいは不正行為が生じている、または生じようとしている場合、以下の窓口へ通報・相談を行うことができます。※個人的な苦情や誹謗中傷等は受け付けられません。

## 1 通報・相談ができる方

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 教職員等及び退職後1年以内の教職員等であった者
- (3) 学院との請負契約、業務委託契約その他の契約に基づき学院においてその業務に従事する取引先の従事者及び役員（通報日前1年以内にこれらの者であった者を含む）
- (4) 特定事業者間取引適正化等法が適用される特定事業者（フリーランス）が、学院との業務委託契約に基づき学院においてその業務に従事する者（通報日前1年以内にこれらの者であった者を含む）

## 2 公益内部通報窓口

- (1) 通報又は相談を受け付ける内部公益通報窓口  
学校法人名古屋自由学院 監査室  
住所 〒481-8502 北名古屋市熊之庄古井 281 番地  
電話 (0568)-24-0311（内線 214）  
メールアドレス [kansasitu@nua.ac.jp](mailto:kansasitu@nua.ac.jp)（名古屋自由学院 監査室）
- (2) 通報のみを受け付ける外部公益通報窓口  
弁護士法人ACLO（外部専門家窓口主任者:弁護士 西尾 茉莉恵）  
住所 〒451-0031 名古屋市西区城西 1-12-12 パークサイドビル 2 階  
電話 (052)-529-6155 FAX (052)-524-6424  
メールアドレス [marie\\_nishio@aclo.jp](mailto:marie_nishio@aclo.jp)